

磐田市告示第304号

磐田市移住・就業支援金交付要綱（令和元年磐田市告示第23号）の一部を次のように改正する。

令和8年5月22日

磐田市長 草地博昭

第3条第1号ウ(ウ)中「新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金（移住・起業・就業型））」を「地域未来交付金（地域未来推進型（移住・起業・就業事業））」に改める。

別表第2中

移住・就業支援金（テレワークの場合）の交付を受けようとする者	就業証明書（移住・就業支援金の申請用）（テレワークの場合）（様式第2号の2） 又は就業時間の証明書（移住・就業支援金（テレワーク）の申請用）（様式第2号の3）
移住・就業支援金（関係人口の場合）の交付を受けようとする者	就業証明書（移住・就業支援金の申請用）、中小企業要件確認書（移住・就業支援金の申請用）（様式第2号の4）、中小企業であることを確認できる書類及び 次に定める書類 ・ 第3条第4号ア(イ)の要件を満たす者については、就労体験証明書（移住・就業支援金の申請用）（様式第2号の5） ・ 第3条第4号ア(ウ)の要件を満たす者については、過去の磐田市での居住地及び居住期間を確認できる書類
移住・就業支援金（テレワークの場合）	就業証明書（移住・就業支援金の申請用）

合) の交付を受けようとする者	(テレワークの場合) (様式第2号の2) 又は就業時間の証明書 (移住・就業支援金 (テレワーク) の申請用) (様式第2号の3)
移住・就業支援金 (テレワークの場合) の交付を受けようとする個人事業主	業務委託契約書等 (申請日以後に、テレワークにより移住元の業務を継続して行うことが確認できる書類)、開業届の写し又は確定申告書の写し、申請前3か月間において当該テレワーク業務の実態 (収入) が確認できる書類 (全部又は一部の期間を確定申告書の写しで代替可)
移住・就業支援金 (関係人口の場合) の交付を受けようとする者	<p>就業証明書 (移住・就業支援金の申請用)、中小企業要件確認書 (移住・就業支援金の申請用) (様式第2号の4)、中小企業であることを確認できる書類及び次に定める書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第3条第4号ア(イ)の要件を満たす者については、就労体験証明書 (移住・就業支援金の申請用) (様式第2号の5) ・ 第3条第4号ア(ウ)の要件を満たす者については、過去の磐田市での居住地及び居住期間を確認できる書類

に、

「開業届出済証明書その他の」を「履歴事項全部証明書、開業届の写しその他」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。